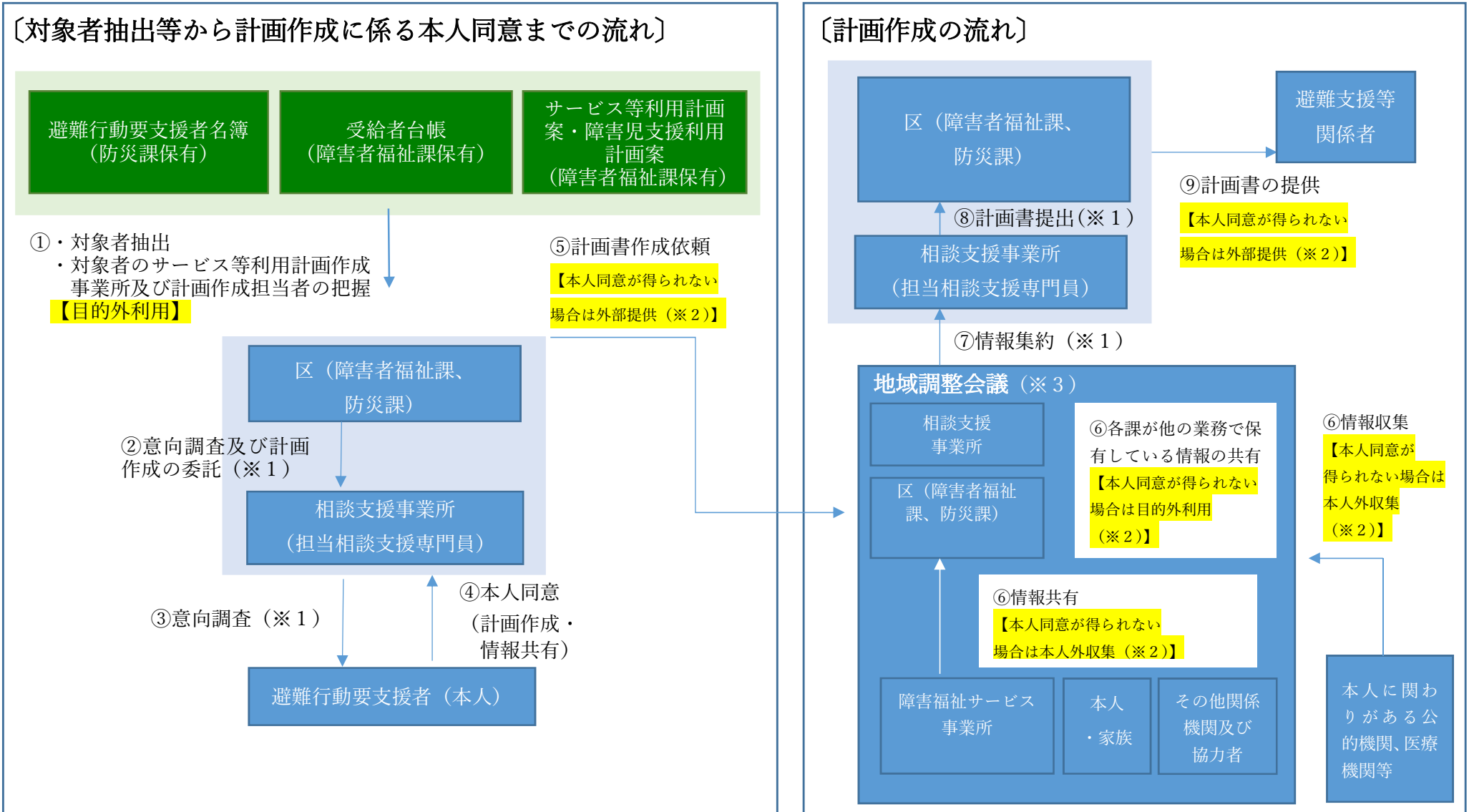


個別避難計画作成に係る概念図（障害支援区分）



※1 相談支援専門員の不足により、当分の間は委託せず、区の職員が実施

※2 本人同意を原則とするが、知的障害又は意思疎通に係る障害等の理由により本人の意思を確認できない場合等は、本人同意がなくても個別避難計画を作成し、避難支援等関係者と情報共有する。

※3 個別避難計画の作成に関係する者が参加する会議（委託後は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付制度において、相談支援専門員がサービス等利用計画の作成等を行っている既存のサービス担当者会議等の場を活用する。）